

# 民俗芸能用具保管施設整備事業に係る補助制度を始めます

日光市内には、屋台やお囃子、獅子舞を中心とした各種の民俗芸能行事が、自治会や保存団体により催されており、地域社会の一体感を図る上で重要な要素の一つとなっております。また、実施に当たっては多様な用具が使われており、その適切な保存管理は欠かすことができません。

しかし、屋台などを保管するための施設は規模が大きく、整備費用も多額になることから、適切な施設を持つ団体は限られています。このため大型用具の保管施設の整備を促進し、地域の民俗芸能行事の振興・継承を図るため、新たに補助制度を始めます。

舞用具保管庫・お囃子用具保管庫などの整備などを行う事業。



## ◆補助額

補助率と限度額は、予算の範囲内で次のとおりです。



## ○新設の場合

1件につき総額50万円以上の事業費の3分の1以内の額(ただし、上限は250万円)。  
※2つ以上の事業主体が共同で建設する場合は、補助額の上限は500万円。  
○改修または修繕の場合  
1件につき総額25万円以上の事業費の3分の1以内の額(ただし、上限は50万円)。

## ◆補助対象事業

屋台やお囃子、獅子舞、曲太鼓などの民俗芸能の実施に必要な用具の保管管理施設(屋台庫・獅子

くわしくは  
生涯学習課 文化振興係  
☎(21)5182

5月2日は

# 民生委員・児童委員の日です

民生委員・児童委員は一定の担当地区を受け持ち、悩みを抱えている方の相談相手として、地域福祉の向上に務めています。誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるようにお手伝いをしていく民生委員・児童委員を紹介します。

## 地域の身近な支援者

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として自治会から推薦され、厚生労働大臣の委嘱を受けた人たちです。現在日光市では、209名の民生委員・児童委員と、26名の主任児童委員がいます。市内を13の地区に分け、それぞれの地区で活動を続けています。

## 民生委員・児童委員の活動内容

民生委員・児童委員は、困っている方たちの相談を待っているだけで

はありません。地域で問題を抱えた方の必要に応じて、福祉制度や施設の情報提供などを行っています。そして、担当地区の実情を把握し、行政機関や福祉施設とのパイプ役として見守り活動や調査を行っています。

また、地域の方やボランティア団体などと協力し、地域福祉活動を積極的に進めています。高齢者の方と世間話をしながら悪質商法の被害に遭わないように注意を促したり、認知症の進行などによる生活状況の変化に気づいたときには、地域包括支

援センターなどの関係機関へ相談したりしています。

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当します。市内小中学校への訪問や関係機関との連携など、担当地区の民生委員・児童委員とともに活動しています。また、地域の援助が必要な家庭には、地域の方とともに支援の輪に加わります。

## フライバシーに配慮した活動

民生委員・児童委員は、地域の皆さんが安心して相談できるように務めるとともに、相談を受けた内容を外部に漏らしません。市民の皆さんとの信頼関係を築くため、普段から相談者のフライバシーに配慮した活動を心掛けていますので、気軽にご相談ください。

# 統計調査員を募集しています

市は、国勢調査をはじめとする各種統計調査において、統計調査員として活動していただける方を募集しています。

調査員としての従事期間は、約2カ月で、ご自身の都合に合わせて活動できます。

- ◆統計調査員の主な仕事
  - 調査票の配布と協力依頼
  - 記入された調査票の回収
  - 集めた調査票の点検・整理
- ◆統計調査員の身分
  - ◆統計調査員は、調査実施の都度、期間を定めて任命される非常勤の公務員となります。調査活動中に災害にあった場合は、一般の公務員と同様に公務災害補償が適用されます。
  - ◆統計調査員の待遇
    - ◆統計調査員には調査終了後、国の基準に基づき調査の内容や受け持ち件数に応じて、約2〜6万円の報酬が支払われます。
    - ◆応募資格
      - ①市内に在住する20歳以上で、責任を持って調査事務を遂行できる健康な方

## 平成24年度の主な統計調査

調査名	調査期日	調査対象
就業構造基本調査	10月1日	総務省が指定する国勢調査調査区の世帯
工業統計調査	12月31日	製造業を主業とする従業者4人以上の事業所
住宅・土地統計調査(単位区設定)	2月1日	総務省が指定する国勢調査調査区の住宅など

くわしくは  
総合政策課 政策調整係  
☎(21)5131

## 主任児童委員の活動内容

主任児童委員は、児童福祉に関することを専門的に担当します。市内小中学校への訪問や関係機関との連携など、担当地区の民生委員・児童委員とともに活動しています。また、地域の援助が必要な家庭には、地域の方とともに支援の輪に加わります。

## フライバシーに配慮した活動

民生委員・児童委員は、地域の皆さんが安心して相談できるように務めるとともに、相談を受けた内容を外部に漏らしません。市民の皆さんとの信頼関係を築くため、普段から相談者のフライバシーに配慮した活動を心掛けていますので、気軽にご相談ください。

- ②調査上知り得た秘密を守れる方
- ③警察・選挙・税務事務に従事していない方

◆統計調査員への調査依頼  
あらかじめ資格要件を満たした方を登録調査員として登録します。各種統計調査実施の際に、市が登録調査員の中からお住まいの地域などを考慮し、調査を依頼します。条件が合えば統計調査員として活動していただきます。

※登録調査員として登録されても、全ての方に調査を依頼できない場合があります。

また、市からの調査や、地域の高齢者などの状況を日常的に把握するために、皆さんのお住まいへ訪問することがありますので、ご協力をお願いいたします。

## 担当する地区

- お住まいの地区の民生委員・児童委員が分からない場合は、次の担当課までお問い合わせください。
- 今市地域…高齢福祉課 福祉総務係 ☎(21)5100
- 日光地域…市民福祉課 ☎(54)1116
- 藤原地域…市民福祉課 ☎(76)4104
- 足尾地域…市民福祉課 ☎(93)3112
- 栗山地域…市民福祉課 ☎(97)1114

# ほっとメール

皆さんからのご意見やご要望と、その回答を紹介します。

## お願いがあります。

日光市内でたくさんのお祭りが開かれ、開催の有無を知らせる花火が連日聞こえていた時期がありました。そのお祭りがどこでやるのか、またどういったお祭りを私たちが知るには、どこに確認すればいいのでしょうか。

子どもはお祭りを楽しみにしていますし、お祭りに人が集まれば、地域の活性化にもつながると思うので、確認の方法を教えてください。

## 市長がお答えします。

市内の催し物の開催を知らせる花火の届出は、今市消防署、日光消防署、藤原消防署で受け付けています。花火が鳴っている地域を管轄する消防署へ問い合わせれば、催し物の内容を確認することができます。

なお今後は、花火を使用する日光市全体の催し物のお問い合わせについて、消防署だけでなく市役所などの部署でも回答できるように検討します。

※内容は一部要約しています。

ご意見やご提案、ご要望などをお待ちしています。

あて先 日光市長 斎藤文夫  
○手紙 〒321-1292  
日光市今市本町1番地  
○FAX 0288-21-5545  
○Eメール(市ホームページからも送信できます)  
hishokouhou@city.nikko.lg.jp